

第2回逗子市地域自治システム久木小学校区懇話会 会議概要

日 時：平成 25 年 4 月 21 日（日）10：00～12：00

場 所：久木小学校特別活動教室

出席者：

（メンバー）島津メンバー、関水メンバー、森田メンバー、田倉メンバー、仲西メンバー、木佐メンバー、横山メンバー、笈川メンバー、松岡（福）メンバー、小林メンバー、小野寺メンバー、高津メンバー、曾我メンバー、松岡（俊）メンバー、石渡メンバー、野口メンバー、高館メンバー（川名氏代理）、三富メンバー（小川氏代理）、上泉座長

（アドバイザー）名和田法政大学法学部教授

（市）平野経営企画部長、谷津経営企画部次長、廣末企画課長、仁科企画係長、稲井主事、森本市民協働部担当部長、細野市民協働課専任主査、木下市民協働コーディネーター

議事概要：

1. 開会（廣末企画課長）

○ 追加メンバーの紹介

2. 「ずしの新しい地域自治」の仕組みの詳細の検討（1）

①定義について ※特に意見なし

②地域について

（メンバー）小学校区では新宿や桜山は字で分断されるが、体育会の活動は字単位となっている。例えば、駅伝は字単位で出場するし、体育協会からの補助金も字単位となっている。協議会ができたときには、それらはどうなってしまうのか。

（事務局）いま行っている活動は継続してやっていただく。小学校区単位でまとめるということは想定していない。補助金については、この議論とは別に補助金の見直しを進めており、そのなかで地域包括交付金に移行される補助金があるかもしれないが、現時点では決まっていない。

（上泉座長）補助金の話については、後で財政的支援という項目があるので、そちらで改めて意見をいただきたい。

③住民自治協議会の要件と認定について

（メンバー）構成する団体に学童クラブの保護者会に声をかけてはどうか。久木小学校の学童クラブは定員 60 名のところ 82 名も在籍しており、保護者も含めるとそれなりの規模になる。

（上泉座長）消防団分団はどうか。山の根には第 5 分団が、久木には第 6 分団があるが、

広域的に何かをやるというのはどうか。

(メンバー) 氏子会はどうか。

(上泉座長) 政教分離規定があるので構成団体とはできない。個人的には久木神社もあるので、構成団体としてほしいのだが。

(メンバー) コミュニティ活動の一環として、境内の活用が想定できる。また、まちづくり基本計画のなかにもそのような考え方が示されていたように記憶しているが。

(メンバー) オで、「誰もが希望すれば運営に参加できる」とあるが、このままだと誰でも安易に参加できるように解釈できるので、「資格がある」というふうにしたほうがよいのでは。

(事務局) 確かに、自治会町内会に属してないのに、いきなり協議会の執行部に入りたいというのは想定しかねる。しかし、市としては公平性を求められるので、すべての市民に門戸を開くべきということでこの規定を案としておいている。

(メンバー) オにそういう意図、透明性を担保するという意図があるのであれば、協議会の本部に誰もが参加できるようにPR機能をもった組織を設置する、というような文言をいれてはどうか。

(メンバー) この懇話会には地域の主だった団体が含まれているが、この懇話会に参加している団体は、協議会を構成する団体とイコールだと考えてよいのか。

(上泉座長) そう考えている。あわせて、ここにはないが包括支援センターは議論の余地はある。また、久木中学校や久木中学校PTAは、小学校区の範囲を超えており、複数の小学校区に属することになるので、はずしたほうがよいのではないか。

(メンバー) 久中やPTAでもブロックの組織があれば、ブロック単位で入ってくればよいのではないか。ブロック単位の組織がないとしても、参加させないというのは無理なので、呼びかけてはいかがか。

(メンバー) 懇話会には山の根の子ども会が入っていないが。

(上泉座長) 子ども会の代表として、子ども会連合会が入っていただいている。

(メンバー) 個人であっても、協議会から得られる必要な市民サービスが受けられるという規定や、また、個人へサービスがどのように届けるのかという規定がない。孤立死を考えると、規定したほうがよいと思うのだが。

(事務局) おっしゃるとおり協議会のサービスの提供をどこまでの範囲にするのかという規定はおいていない。活動の対象を明確にすべきだろう、というご意見で承る。現在の市の考えとしては、協議会ができたとき、小学校区というエリアについて市と協働してやっていくと考えているので、サービスの対象は地域のすべての住民と考えている。ただ、自治会町内会に加入していない人、そもそも自治会町内会がないところはどうかという課題があるので今後ご意見を承っていきたい。

(名和田アドバイザー) 今のご意見はポイントをついている。ベースには、メンバーシップを誰が会員なのかということはどう設計するかという問題がある。他市の事例では、協

議会を「団体からなる連合体」と位置付けるところもあり、そうすると個人の話はあまり関係ない。意思決定については、総会で過半数とか全会一致というように規定する場合もあるが、規定がない場合には民法上の判例に基づいて過半数の合意と解釈される。

また、このメンバーシップをどうするのか、という問題には、協議会がその地域を代表して意思決定をする局面と、行政が提供してくれないサービスを提供するという局面と2つあり、それを踏まえて意思決定に参画なのかサービス提供活動に参画なのか「参画」の意味合いをはっきりさせる必要がある。

また、学童や、包括支援センターなどの専門機関にどうかかわっていただくのかについてだが、なんらかの形でかかわってほしい。学校や社会福祉協議会については、この場でもすでにメンバーになっていただいているので、正式に協議会が立ち上がったとき、専門機関を制度設計上どう位置づけてご協力いただくのか、議論の必要がある。

(メンバー) 論点⑧については、市長の認定の要件としては、そこまではこまかく規定しなくてよいと思う。

④住民自治協議会の役割について ※意見なし

⑤地域のまちづくり計画の策定について ※意見なし

⑥住民自治協議会の事業等について

(メンバー) 共通事業については、沼間ではどんな意見があったのか。

(事務局) 沼間では特に意見はなかった。事例として示した避難所運営委員会については、すでに5小学校区で設立されていて、全市で協議会ができたときには移行させることはそれほど難しくはないと思う。

(メンバー) 「その他地域のまちづくり計画に基づく事業」とあるが、ひとくくりになっていて、わかりづらい。歴史とか文化ということをうたったほうが、神社やお祭りなどの地域の伝統行事なども行えることが明確になってよいのではないか。

(メンバー) アダプトによる緑地、公園、その部分はどうなるのか。

(上泉座長) 環境、美化についても入れてほしい。

(事務局) 具体的な事業として行っていただけるのであればメニュー化したいと考えている。必須な事業として位置づけていくかは検討させていただきたい。

(メンバー) 逗子名越緑地里山の会は久木9丁目の緑地を管理しているので、協議会に入ってもらった方がいいのか。

(上泉座長) それは、従来通り個別の団体の活動の範疇にしていくのか、協議会の事業の一環としておくのか議論はある。

(メンバー) オについては、アからエまでの以外をその他として表しているのであれば、具体的に記述する必要はないと思う。その他ではわかりにくいので「上記外の」という文

言が必要。

(メンバー) 市から求めているのはア～エまでということじゃないか。

(メンバー) ここで使っている「事業」という言葉は、以前毎日新聞で北九州市の「どぶ板ボランティア」のことが載っていたがそういうイメージか。

(上泉座長) 私が感じているのは、協議会がそういうことをやるかどうかは、それは市が決めるのではなく、我々が決めることではないのか。

(事務局) 例えば、見守りの例だと、地域の人が見守りが必要な人に対して見守り活動をし、社協がそれをコーディネートするくらいの活動の単位を、事業として考えている。一から企画してというところまでは考えていない。

(メンバー) 「事業」の考え方については、よくわかった。見守りについては、拡充しているというのわかるが、そういうことであればたいした予算はいりそうもない。山の根は、見守りに力を入れているが、それをほかの地域に広げようとしてもお金はかからない。箱モノができれば固定費などかかるので話は別だが。

(メンバー) お祭り関係は「伝統文化の一環である」と書いてほしい。

(事務局) 祭りはすべてOKであるとは言い難い。自治会費と氏子会費を一緒に集めていたら違憲とされた判例があるので、検証する必要がある。

⑦市の役割について

(メンバー) 協議会は意見を取りまとめて市に要望しますと理解していたが、従来団体がやっていたこともそのままだという意見もあった。全部協議会を通さないとできないとは言わないでほしい。

(上泉座長) 従来団体がやっていたことはそのままだという文言があった。

⑧住民自治協議会への支援について

(上泉座長) 拠点の状況はどうなっているのか。

(事務局) 久木デイサービスセンターの改築については、国の予算の確定が遅れ補助金の交付決定がでないので、遅れている状況である。しかし、年度内には間に合わせる予定である。

(上泉座長) 住民からいつ壊すのか聞かれているので教えてほしい。

(メンバー) 事故とか紛争が起こったときには、市のボランティア保険はきくのか。また、紛争が起こったときの裁判費用はどうするのか。明記すべきではないのか。

(メンバー) ボランティアだったら社協で対応できる。

(事務局) 市民活動補償制度で、一般的な市民活動であればカバーできるが、スポーツについてはあいまいで、以前スポーツ活動でアキレスけんが切れたときは対象外だった。

(名和田アドバイザー) 訴訟について、国家賠償や住民訴訟であれば被告は市なので問題ないが、民民の嫌がらせ訴訟のケースは検討する必要がある。

(事務局) 民民のケースは想定をしていないので宿題とさせてほしい。

○ 名和田アドバイザー講話

・大変いい実のある議論だった。建設的なご意見をたくさん出していただき、本当によかった。「地域のまちづくり計画」の計画づくりについては、色々な他市のケースがある。計画づくりから入るところもあるが一般的には難しく、あまりうまくいかないことが多いようである。それぞれの地域の実態に応じてきちんと検討すべき。また、事業については、自治会活動の隙間をさがすという話になりがちだが、メンバーからも事例がでて、スムーズに議論がされてよかった。また、市の役割についても、窓口機能の一元化ではないのかという指摘もあったが、これもそういう事例はあるが逗子市として考えていけばよい。

3. その他

○次回の日程は、6月2日(日)10:00～、久木小学校特別活動室。

○追加の質問、意見等については、5月17日(金)までに。様式は問わないので、氏名、どの項目についての意見かを明記していただき、提出してほしい。